

5-4 みどり

(1) 基本的な考え方

【これまでの取組】

札幌市では、これまでのみどり※57づくりにおける基本的な考え方を継承しながら、平成 23 年（2011 年）に「札幌しみどりの基本計画※58」を改訂し、みどり豊かな札幌のまちづくりを推進してきました。

【現況・課題】

その結果、市内における公園緑地※59の総量は、一定程度充実してきています。

しかし一方で、市街地内及び市街地周辺のみどりの量は決して多くはなく、また、都心部や周辺の既成市街地の公園緑地が郊外部に比べ少ないなど、地域格差も見られます。

今日では、低炭素社会の実現や生物多様性への配慮に向けた地球環境保全の取組の重要性が増すなど、みどりの多様な役割に対する認識が高まっています。

今後は、今あるみどりを有効活用することにより、札幌の魅力を向上させていくことのほか、市民などとの協働により、既存のみどりの保全・活用や、新たなみどりの創出を進めることが重要です。

【特に重視すべき観点】

- ✓ 新たな価値を創造し、成熟社会を支える都市づくり
- ✓ 持続的・効率的な維持・管理が可能な都市づくり
- ✓ 地域特性に応じた地域コミュニティの活力を高める北国らしい都市づくり

【基本方針】

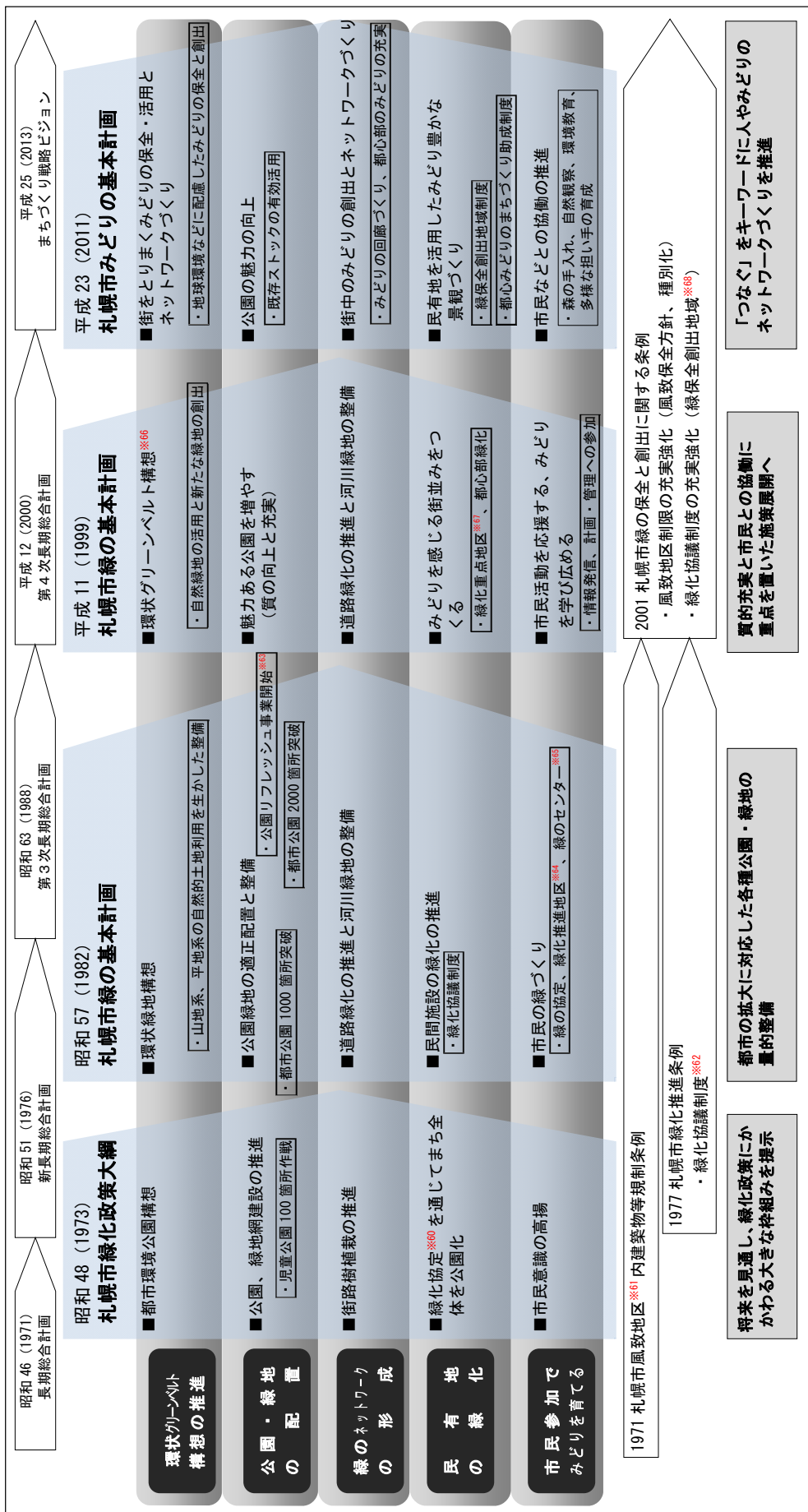
- 市民・企業・行政等の協働によるみどりづくりを推進するため、みどりに関わる人の環づくり、市民に生きる活かされる取組などを推進します。
- 市街地をみどり豊かで環境に配慮したまちにするため、既成市街地では積極的なみどりの創出、その他の市街地では既存ストックの有効活用を図ります。
- まち中のみどりの創出とネットワークづくりを進めるため、みどりの回廊づくり、都心のみどりの充実、地域らしい身近なみどりの保全・創出を図ります。
- まちを取り囲むみどりの保全・活用とネットワークづくりを進めるため、拠点となるみどりづくり、身近な森の活用、地球環境や生物多様性に配慮したみどりの保全と創出を図ります。
- 公園緑地の魅力を向上させるため、適切な管理・運営や利活用の促進、地域の特性に応じた再整備などを促進します。

※57 みどり：公園、森林、草地、農地、河川などの水面、民有地を含めたすべての緑化されているスペース。

※58 札幌しみどりの基本計画：みどりの保全・創出に関わる施策・事業の総合的な指針。

※59 公園緑地：札幌市（公共）等で整備・設置した公園など。

みどりにかかわる主要な計画・施策の系譜



※60 緑化協定(緑の協定)：住者の敷地などの緑を増やすことについて地域住民と札幌市が協定を結び、お互いに役割分担したうえで緑を増やす活動を行うことについて一定の規制が設けられている。

※61 風致地区：都市計画法に基づいて、都市の自然の美観を維持するために定められた地区であり、建築など面状に影響を及ぼす行為について一定の規制が設けられている。

※62 緑化協議制度：一定路線の開発を行う場合、既存樹林を一定割合で保全したり、新たに緑化してもらうよう事業者と協議する制度。なお、現在は、札幌市緑の保全と創出に関する条例の制定に伴い、「緑保全創出地域制度」として充実強化されている。

※63 公園リフレッシュ事業：平成5年(1993年)度より「個性あふれる公園整備事業」として実施している。開設後1年以上経過した公園の緑化や利用実態、住民ニーズ等を踏まえ、地域の特性に合わせた個性的な公園づくりを目指している。

※64 緑化推進地区：札幌市では「緑の保全と創出に関する条例」に基づき、緑の保全と創出を図ることを目的に活動している団体を緑化推進協議会として認定し、その自主的な活動の支援助成を行っている。緑化推進地区とは、緑化推進協議会の認定に際し、当該協議会が活動する区域として市長が指定した区域をいう。

※65 緑のセンター：市民の庭づくりや園芸の普及啓蒙を目的とした都市緑化植物園として、豊平公園緑のセンター、平岡緑のセンター、百合が原緑のセンターを開設している。

※66 環境グリーンベルト構想：札幌の自然条件を生かしながら、市街地を緑の帯で囲み込もうとする構想。その区画は、延長約100km、面積約16、400ha。

※67 緑化重点地区：緑の基本計画において、「緑化の推進を重点的に図るべき地区」として位置づけられる地区。2004(平成16)年3月に緑の基本計画の変更(追加)を行った。

※68 緑保全創出地域：市内全域を山岳地域、里山地域、居住系市街地及び業務系市街地に種別化し、土地利用の行為に当たり、それぞれの種別ごとに一定の緑化等の確保を図り、緑めだかな都市環境を保全及び創出する制度

(2) 市街地のみどり

【これまでの取組と現況・課題】

これまで、市街地内においては、郊外部の新たな住宅地などを中心として公園緑地の整備等を推進してきました。一方で、既成市街地内で人口が増えている地域においては、公園緑地の整備がそれほど進んでいない状況にあります。今後は、このような地域でのみどりづくりや質の向上を進めることが重要となってきています。

また、施設の老朽化や少子高齢化等に伴う利用者層の変化など、地域の特性などを考慮した公園機能の見直しなども求められています。

【特に重視すべき観点】

- ・ 新たな価値を創造し、成熟社会を支える都市づくり
- ・ 持続的・効率的な維持・管理が可能な都市づくり
- ・ 地域特性に応じた地域コミュニティの活力を高める北国らしい都市づくり

【基本方針】

■ 都心部におけるみどり

- ・ 重要なみどりの軸である大通公園をはじめ、公有地や民間開発などにあわせてみどりを保全・創出し、札幌の顔にふさわしいみどり豊かな景観を形成します。

■ 地域を越えた特徴あるみどり

- ・ 水、街路、拠点となる公園等を中心としたネットワークづくりを進めます。

■ 地域特性を踏まえたみどり

- ・ 都市機能の集積や人口動態など、地域の状況に応じたみどりづくりを推進します。

【取組の方向性】

ア 都心部におけるみどりの保全・創出

- ・ 街路樹等の適切な管理や保存樹木制度^{※69}をはじめとした各種制度などにより、都心部の貴重なみどりの保全を図るほか、地区計画などの各種土地利用計画制度や民有地緑化への支援などにより、景観や環境に配慮した建築物緑化や広場等オープンスペースの緑化を進め、札幌の顔にふさわしいみどりの創出を図ります。
- ・ 都心内の河川・公園・緑地等の自然資源を結ぶコリドー^{※70}を形成します。

イ 地域特性を踏まえたみどりの創出

- ・ 人口が増えている既成市街地においては、官・民各々が管理する様々なオープンスペースを活用しながらみどりの確保を図ります。

※69 保存樹木制度：樹木又は並木であって、由緒由来のあるもの、学術的価値の高いもの、又は美観風致を維持するため必要なものを保存樹木又は保存並木として指定する制度。

※70 コリドー：市街地を貫通し、都市に潤いをもたらすオープンスペースの軸になることを目指すもの。

- ・ 地域特性や市民のニーズ、公園の配置状況、災害時への対応などを考慮し、地域ごとに求められる機能を把握しながら、公園の再整備を進めます。

ウ みどりによるネットワークの創出

- ・ 道路空間や河川を生かしたうるおいのある憩いの空間づくりにより、みどりのネットワークを創出します。

(3) 市街地の外のみどり

【これまでの取組と現況・課題】

市街地の周辺においては、骨格となるみどりである環状グリーンベルトやコリドーなどを位置づけ、拠点となる大規模公園の整備など、みどりの充実に向けた取組を推進してきました。

今後は、将来にわたり自然と共生する快適な都市生活が営まれるよう、みどりのネットワークを維持・保全していくための仕組みづくりが重要です。

【特に重視すべき観点】

- ✓ 新たな価値を創造し、成熟社会を支える都市づくり
- ✓ 持続的・効率的な維持・管理が可能な都市づくり

【基本方針】

- みどりの保全や創出による、骨格となるみどりづくりを推進します。
 - ・ 森林・草地・農地などについて、市街地との連携や広域的な位置づけを踏まえながら、それぞれの特性に応じて利用・保全していくとともに、新たなみどりの創出に努めます。
 - ・ 札幌固有の景観を有する、拠点となるみどりづくりを推進します。
- 身近な森林・農地等の保全と活用を図ります。
 - ・ 市民の保全や活用に関する活動を推進します。

【取組の方向性】

ア 骨格となるみどりづくりの推進

- ・ 拠点となる公園緑地をつなぐ森林・草地・農地などについて、地域制緑地などに関わる制度により保全を図るほか、市民や企業、活動団体などとの協働により市街地を取り囲むみどりづくりを推進します。

イ 森林や農地の保全と活用

- ・ 都市環境林^{※71}や市民の森^{※72}などをフィールドとして、市民や企業・活動団体などとの協働により、みどりを利用・保全していくため、自然観察や環境教育など様々な取組を推進します。
- ・ 特に、市域の半分を占める南西部の国有林（奥山のみどり）については、市民にとって大切な森林であることから、その保全を関係機関と連携して進めます。
- ・ 農地については、農用地区域^{※73}の指定など農業施策を通じた保全のほか、市民農園^{※74}など市民による活用も図ります。

※71 都市環境林：都市近郊林の保全・活用を目的として、主に市街化調整区域の民有林を公有化した樹林地。

※72 市民の森：森林を保全するため、民有地を借りて散策路造成等の整備を図り、市民に開放するもの。

※73 農用地区域：農業振興地域の整備に関する法律に基づき、長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地として設定する区域。

※74 市民農園：都市の住民が、レクリエーションや自家用野菜の生産などを目的に、小面積の農地を利用して野菜などを育てるための農園を指し、市民農園整備促進法に基づく農園をはじめ、都市公園内に設置される農園や老人農園などがある。

- ・ 農業従事者が高齢化・減少傾向にある現状を踏まえ、様々な農業施策を投じて、新規就農者をはじめ多様な担い手の育成・確保に努め、農地の保全を図ります。

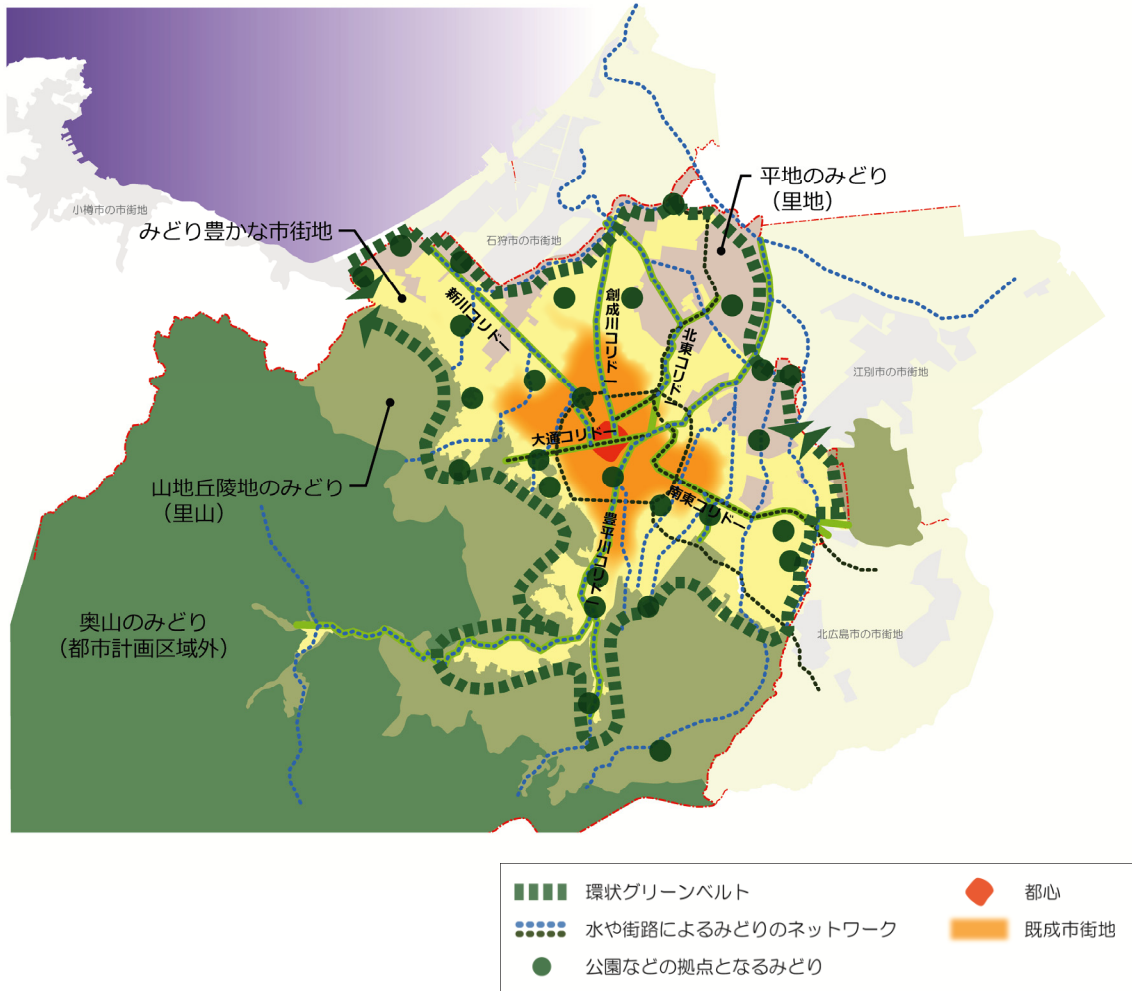


図 5-9 骨格的なみどりのネットワーク